

前文

とちぎリハビリテーションセンター(以下「リハセンター」という。)は、これまで心身に障害のある乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進するための医療と福祉の複合施設として重要な役割を果たしてきた。

一方、近年は、超高齢社会の到来、医療技術の進歩、県民の医療に対する意識の変化等、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、県民に対する医療サービスの充実が求められている。

また、障害児・障害者の地域社会における共生の実現に向け、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスの充実も求められている。

このようなことから、今後とも公的使命を果たしながら、県民ニーズや新たな課題等に適切かつ迅速に対応するとともに、経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。

この中期目標は、医療・福祉サービスの向上、人材の確保と育成、地域の関係機関との連携、業務運営の改善や効率化等、リハセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

リハセンターにおいては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な運営を行うことにより、質の高い総合的なリハビリテーションを安定的に提供するとともに、県内における医療及び福祉の向上を図り、より一層、心身に障害のある県民の自立と社会参加の促進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とすること。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえて、質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、安全・安心で、患者・県民等の視点に立った医療を推進すること。

また、障害児・障害者が地域社会で自立した生活を送ることができるよう、障害児・障害者の福祉の充実を図ること。

さらに、県民から求められる役割を十分に果たすため、人材の確保と育成に取り組むほか、県全体のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療・福祉に貢献すること。

1 質の高い医療の提供

(1) 専門的な医療の提供

心身に障害のある乳幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層の患者が必要なリハビリテーション医療を受けられるよう、専門的な回復期リハビリテーション医療や障害児・障害者に対する専門医療等、専門的な医療を提供すること。

(2) 医療機能の充実

リハセンターに求められる質の高い医療を継続して提供できるよう、 回復期リハビリテーション医療の充実や多職種の連携による医療の提 供等、医療機能を充実させること。

(3) 先進的なリハビリテーション医療の提供

新たな療法に積極的に取り組むなど、先進的なリハビリテーション医療を提供すること。

(4) リハビリテーションに関する調査研究等の推進

県立病院・施設として、質の高い医療等を継続して提供していけるよう、積極的にリハビリテーションに関する調査研究等を推進すること。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有 や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療 安全対策を推進すること。

(2) 院内感染防止対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、感染管理体制を充実させるなど、院内感染防止対策を推進すること。

(3) 医療機器、医薬品等の安全管理の推進

安全な医療を提供するため、医療機器の品質管理を徹底するなど、医療機器や医薬品等の安全管理を推進すること。

3 患者・県民等の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族等への医療サービスの充実

患者や家族等に対し必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図るなど、患者や家族等への医療サービスを充実させること。

(2) リハビリテーション医療等に関する情報提供

県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容等を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。

(3)地域に開かれた病院運営

県民サービスの向上を図るため、地域住民との交流の機会の創出や病 院ボランティアの受入れ等、地域に開かれた病院運営を目指すこと。

4 障害児・障害者の福祉の充実

(1) 療育支援の充実

肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の発達状態に応じた専門的なリハビリテーションを 提供するなど、療育支援を充実させること。

(2) 自立訓練の充実

肢体不自由者や高次脳機能障害者等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、各々の障害に応じた機能訓練や生活訓練を実施するなど、自立訓練を充実させること。

(3) 病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供

医療と福祉の複合施設の特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の連携強化を図り、一体となったサービス提供体制を確立させること。

5 人材の確保と育成

(1)職員の資質向上

リハセンターに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、研修体制を強化するなど、職員の資質向上に努めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保

県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従 事者の安定的な確保に努めること。

(3) 人事管理制度の構築

職員にとって働きがいのある病院・施設となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資するリハセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。

(4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備

職員が安全かつ安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備に努めること。

6 地域連携の推進

(1) 急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進

リハビリテーション医療を必要とする患者に対し、切れ目のない効果 的なリハビリテーション医療が提供できるよう、地域医療連携ネットワークシステムを活用するなど、急性期病院や地域の医療機関等との連携 を推進すること。

(2)リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化 患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテ ーション医療や福祉サービスを受けられるよう、地域の医療機関や介護 保険事業所、福祉施設等の関係機関との地域支援ネットワークを強化す ること。

7 地域医療・福祉への貢献

(1) 医療・福祉関係者の資質向上に係る支援

地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るため、医療・福祉関係者の資質向上に係る支援を積極的に行うこと。

(2) 一次予防に係る地域の取組への支援

市町や地域の団体が行う疾病予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、専門的な立場から積極的に支援すること。

(3) 障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援

肢体不自由児や発達障害児等が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉 サービスを利用できるよう、地域の療育機関等への指導や助言等、障害 児の地域におけるリハビリテーションへの積極的な支援を図ること。

8 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理

県民に信頼され、県内医療・福祉機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。 また、情報セキュリティ対策を徹底すること。

9 災害等への対応

県立病院・施設として、県からの要請又は自らの判断に基づき、災害発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、関係機関との連携を強化すること。

また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。

また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

経営責任の所在の明確化を図り、医療環境の変化に応じて迅速な意思 決定を行うこと。

また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。

2 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しなが ら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織 文化を醸成すること。

3 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保対策

医師、療法士等の適正配置によるリハビリテーション医療提供体制の 充実や急性期病院等との連携等により、患者の安定的な確保に努めるこ と。

また、病床利用率の向上策や診療報酬の精度管理の充実、未収金の発生防止と回収の徹底等により、収入を確保すること。

(2) 費用の削減対策

適正な在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員 全員のコスト意識改革及び原価計算の確立等により、費用を削減するこ と。

第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める専門的なリハビリテーション医療等を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療・福祉サービスの質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

医療機器について、県民の医療ニーズや医療技術の進展に応えるため、 費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努めること。